

陳情第 4 号



芦屋市議会 議長 帰山和也 殿

令和 5 年 8 月 9 日

芦屋市高齢者バス運賃助成事業の取りやめを求める陳情書

「陳情の理由」

高齢者バス運賃助成事業に関しここ十数年市議会でも論議され、市当局も調査するとか検討するとかの回答をされてきたが、結果的には何ら対策も為されず年月が過ぎ去っている。バス路線のない地域の自治会よりの要望も市当局は拒否されてきたと聞く。

従って市民が公平に福祉の一つとの政策であれば、もう一度原点に戻り、白紙の状況より検討されることを求める。

芦屋市の高齢者福祉に関し色々な制度が創設されているが、70 歳以上に適応されている、バス利用の半額補助制度は高齢者市民全体に平等に適応されていない。令和 4 年の第 3 回会議議事録の P15 に地域格差があると指摘されている。このことは地域図とバス路線を組み合わせると理解できると思える。芦屋川西岸やバス路線が有っても停留所より遠い所に住んでいる高齢者はバスの利用が出来ないのが実情である。

又この制度は高齢者の外出する機会の確保を目的としている様であるが、実際に利用できているのは極少数の人の様に思える。理由は満 80 歳を過ぎると体の自由が利かなくなり、一人でバスの乗り降りが出来なく介添えが必要となり、外出されなくなっている。従ってバスの利用など問題外となっている様に思う。バス利用は一部の 70 歳代の人々と思える。高齢者バス IC カード利用者に関する調査報告書(令和元年 10 月)の P 7 によると 80 歳未満が大半を占めている。この時点での 70 歳代の人数は約 1 万人であった。(60 歳以上の 5 歳段階別人員構成表 平成 30 年 4 月 1 日現在)しかしその内バス利用可能な住居の人はその半数以下と想定する。

介護保険での補助を受け特定施設への入居やデイサービスを利用する場合は送迎があるため、バス利用などされていない。また特定疾患の方には半年で 52 枚のタクシー券(一枚 500 円)が支給され病院等への通院に利用されている。勿論バスの利用はされていない。

以前阪急バスの路線の無い所についてコミュニテイ・バスを走らせる提案も有ったが市当局は検討もせず否認されている。これはこれまでの市の道路政策の無さで道路が細く、行き止まりの道路ばかりで、バスの運行が出来ないのも一つの理由と思え、道路の整備、改修を怠っていた為と思える。

高齢者のバス IC カード利用者の調査をされているが、高齢者バス IC カード利用者に関する調査報告書(令和元年 10 月)P 10,11 では利用駅のみ判明するが、交通論での OD 調査ではない。毎年約 8,000 万円ほどの支出がなされているも不思議である。(同報告書の P 15)

令和 4 年第 3 回定例会では議員より公平性が保てる施策が求められているが、このバス利用方法が芦屋市の老人福祉の実情に合ったものかどうか問題と思える。

以上が下名の検討の結果です。この件に関し市当局の施策、方針、実施時期等はここ十数年改善もなく現状維持で、問題を解決する為の努力も見られない様に感じております。

「陳情項目」芦屋市高齢者バス運賃助成事業を取りやめること。

陳情者：住所 芦屋市三条町

氏名 津川 雅勇